

テレワーク推進フォーラム規約

(名称)

- 第1条 本会は、テレワーク推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。
- 2 英文名称は、Telework Promotion Forum と称する。

(目的)

- 第2条 フォーラムは、産学官の関係者相互の連携によるテレワークの円滑な導入や効率的な運用に資する調査研究等を実施するとともに、講演会やシンポジウム等の普及活動を行うことにより、テレワークの一層の普及促進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 フォーラムは、前条の目的を達するため次の事業を行う。
- (1) テレワーク推進に関するノウハウの収集・蓄積・交換
 - (2) 相互アドバイス等情報・意見交換の実施
 - (3) テレワーク導入を検討している企業等に対するアドバイス
 - (4) 制度・技術上の課題の整理
 - (5) シンポジウム等、普及活動
 - (6) その他テレワークの普及促進に関する活動

(会長等)

- 第4条 フォーラムに、会長1名、副会長1名以上を置く。
- 2 会長は、総会において選任する。
 - 3 会長は、フォーラムの活動を統括する。
 - 4 会長は、会員の中から副会長を指名する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その職務を代行する。
 - 6 会長及び副会長の任期は3年とし、選任された総会の3年後の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 7 会長及び副会長は、辞任または、任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

- 第5条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 総会は、定期総会を年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
 - 3 総会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。

- 4 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 総会に出席できない会員は、総会の議長または他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議長は、会長が務める。
- 7 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8 総会は、フォーラムの設立および解散を決議するほか、次の事項を議決する。
 - (1) 本規約の制定・改廃
 - (2) 当該年度の活動方針
 - (3) その他フォーラムの運営に関して重要な事項

(運営委員会)

第6条 フォーラムに運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、会長、副会長、部会長、部会長代理、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び会長が委嘱する者をもって構成する。運営委員会の委員長は、会長が務める。
- 3 運営委員会は、次の事項を審議するため、必要に応じて開催する。
 - (1) 総会に提出すべき事項
 - (2) 総会から委任された事項
 - (3) 会長が特に必要と認めた事項
 - (4) フォーラムの事業の執行方法の細則に関する事項
- 4 運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員会が決定する。

(部会等)

第7条 フォーラムの運営上必要があるときは、部会及びこれに類するもの(以下「部会等」という。)を設置することができる。

- 2 部会等の設置は、総会の承認を受けるものとする。

(会員)

第8条 フォーラムの会員は、フォーラムの目的に賛同する企業・団体・個人とする。

(会費)

第9条 会費の徴収は行わない。ただし、第3条の一環として調査研究や普及に係る特別な事業を行う場合の費用は、当該事業に参加する会員から分担金を徴収することができる。

(入会・退会・除名)

第10条 会員として入会しようとする者は、運営委員会に入会申込書等必要な書類を提出するものとし、フォーラムの活動に貢献できると認められる場合には入会を承認することとする。

2 退会しようとする会員は、予め事務局に書面をもってその旨を届け出なければならない。

3 会員がフォーラムの名誉をき損し、又は秩序を乱した場合は、運営委員会の議決により、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

4 会員への連絡のとれない状態が1年以上継続した場合には、運営委員会の議決により、当該会員を退会扱いとすることができる。

(運営)

第11条 フォーラムに事務局を置く。

(実施細則)

第12条 この規約に定めるもののほかフォーラムの運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この規約は、平成17年11月10日から施行する。

附則(平成20年9月25日改定分)

この改定は、平成20年9月25日より施行する。

附則(平成25年6月19日改定分)

この改定は、平成25年6月19日より施行する。